



2026年6月24日

各位

会社名 N E 株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 比護 則良
(コード: 441A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 富山 幸弘
(TEL 03-4540-6512)

取締役に対するリストラクテッド・ストック報酬制度及び パフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、リストラクテッド・ストック報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度（以下、あわせて「本制度」といいます。）の導入を決議し、新報酬制度に関する議案を2026年7月24日開催予定の第4回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本制度を導入する目的

当社の取締役の報酬制度に関する継続的な見直しの一環として、当社取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、新たにリストラクテッド・ストック報酬制度（以下、「RS報酬制度」といいます。）及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度（以下、「PSU報酬制度」といいます。）を導入するものです。

II. 株式報酬制度の概要

当社の取締役の報酬は、2025年7月28日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内とご承認いただいております。

今般、上記I.の目的を踏まえ、新たに本制度を導入いたします。

なお、RS報酬制度は、予め定めた金額相当の株式を毎年支給し、PSU報酬制度は、当社の取締役会において予め設定した数値目標に対する達成率等（以下、「目標達成率等」といいます。）に連動した株式を支給するものです。

本制度では、上記I.の目的を踏まえ相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に対し本制度に基づき株式交付のために支給する金銭報酬債権の総額は、従前の取締役報酬枠とは別枠としてRS報酬制度及びPSU報酬制度を併せて年額40,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数はRS報酬制度及びPSU報酬制度を併せて年100,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じてRS報酬又はPSU報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

なお、本制度の概要は以下のとおりです。

1. リストラクテッド・ストック報酬制度の概要

当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。本契約の主な内容は次のとおりです。

- ①対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

②一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

2. パフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度の概要

原則として、連続した3事業年度を評価期間として、当社の目標達成率等※に応じた数の当社の普通株式を発行又は処分するための金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

ただし、当該金銭報酬債権の支給及び当社の普通株式の発行又は処分の前に、対象取締役が法令違反行為を行った場合その他当社の取締役会の定める一定の事由が生じた事実が判明した場合、当社は、当該対象取締役に対して、当該支給等を行わないものとします。

※ 2027年4月に終了する事業年度から2029年4月に終了する事業年度に係る目標達成率等については、対東証グロース市場250指数成長率とすることを予定しています。

なお、PSU報酬制度の主な内容は以下のとおりです。

(1) 支給する金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、PSU報酬制度に基づき各対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下、「最終交付株式数」という。）に、交付にかかる取締役会開催の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下、「交付時株価」という。）を乗じることにより算出するものとする。

$$\text{金銭報酬債権の額} = \text{最終交付株式数（下記（2））} \times \text{交付時株価}$$

(2) 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は次の算式により計算する。ただし、取締役会が別途定める場合は除く。

$$\text{最終交付株式数} = \text{①基準ポイント数} \times \text{②支給率}$$

※ 最終交付株式数の計算において、計算の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

① 基準ポイント数

$$\text{基準ポイント数} = \text{（ア）PSU報酬基準額} \div \text{（イ）基準株価}$$

※ 基準ポイント数の算出に際して、計算の結果1未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

（ア）PSU報酬基準額（一事業年度あたり）

PSU報酬基準額は、評価期間毎に取締役会にて定めるものとする。

（イ）基準株価

評価期間開始日の属する月の前月における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均（小数点以下四捨五入）とする。

② 支給率

対東証グロース市場250指数成長率に応じて以下のとおりとする。

ただし、当社株価成長率が100%以下の場合、対東証グロース市場250指数成長率が100%以上であっても支給率は100%を上限とする。

対東証グロース市場 250 指数 成長率	支給率※
50%未満	0%
50%～200%	対東証グロース市場 250 指数 成長率と同率
200%超	200%

※ パーセントの小数点第 2 位未満四捨五入

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結及び内容

当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。ただし、当該株式の発行又は処分にかかる決議を行う取締役会開催日において、対象取締役が任期満了等の当社の取締役会が正当と認める理由により当社及び当社の子会社の役員員のいずれの地位も有しない場合には譲渡制限を付さないものとする。本契約の主な内容は次のとおりです。

①対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。

②一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

<ご参考>

当社は、本株主総会において、取締役の報酬制度の導入にかかる議案が承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員にも、上記と同様の RS 報酬制度及び PSU 報酬制度を導入する予定です。

以上